藤沢市青少年会館条例の一部改正について 藤沢市青少年会館条例の一部を次のように改正する。

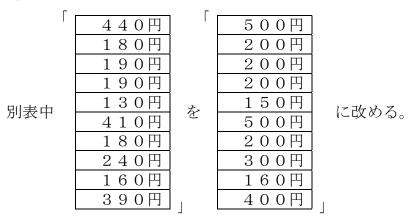
2024年(令和6年)9月2日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市青少年会館条例の一部を改正する条例

藤沢市青少年会館条例(平成3年藤沢市条例第29号)の一部を次のように改正する。



附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市青少年会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた青少年会館の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた青少年会館の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、青少年会館の施設の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。